内閣衆質一六九第四九七号

平成二十年六月十七日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日韓歴史共同研究委員会における竹島問題の取り扱いに関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日韓歴史共同研究委員会における竹島問題の取り扱いに関する質問に対す

る答弁書

一について

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題に関する質問に対する答弁書(平成十八年五月十二日内閣衆質一六

四第二三六号)一及び四についてでも述べたとおり、竹島は、 我が国固有の領土であるが、昭和二十九年

以降大韓民国により不法占拠されており、 政府としては、 竹島に関して大韓民国との間で解決すべき領有

権の問題が存在すると考えている。

二について

日韓歴史共同研究委員会 (以下「委員会」という。) の活動は、 基本的に委員会の責任の下で行われる

ŧ のであるが、 日韓 両国政府は、 委員会の活動が円滑に実施されるよう支援を行っている。

三から五までについて

本年六月七日に開催された委員会の第三回全体会議において、各分科会等の研究テーマが決定され、竹

島問題は同テーマとしては明示的に取り上げられていないが、各研究テーマの下で具体的に何を研究する

かについては、今後、委員会において決定されていくものと承知している。いずれにせよ、政府としては、

委員会の活動が円滑に実施されるよう引き続き支援を行っていく考えである。